

就学指定校の変更

富山市教育委員会では、**通学区域**を設定し、児童・生徒の住所によって就学する小・中学校（就学指定校）を指定しています。

就学指定校に就学していただくことが原則となりますが、市教育委員会で相当と認める場合（下記の「就学指定校変更許可基準」に該当する場合は、保護者の申し立てによって就学指定校を変更することができます。

◇ 就学指定校変更許可基準

区分	許可基準	対象	必要書類	許可期限
途中転居	途中で住所が変わり、通学に支障がない場合	小中学校 全学年	申立書（注1）	申し立ての期間
住所変更予定	家の新築又は住所変更予定のため、短期間校区外から通学する場合	小中学校 全学年	申立書（注1） ① 建築確認通知書 ② 売買契約書 ③ 賃貸契約書 ①②③のいずれか	その期間
留守家庭	放課後、家庭に保護監督するものがいない児童を、親戚又は知人に預けて、その校区の学校に通学する場合	小学校 全学年	申立書（注1） 世帯員の勤務証明書 世帯全員の住民票 預かる人の承諾書 （注2）	申立事由の消滅まで
通学距離	自宅から指定校までの直線距離が2 km以上で隣接校までの方が近く、隣接校が受け入れ可能な場合	小学校の 新入生	申立書（注1）	申し立ての期間
特別支援学級	指定学校に特別支援学級がなく、特別支援学級のある隣接校の学校へ通学する場合	小中学校 全学年	申立書（注1）	卒業まで
身体的理由	身体虚弱又は通院治療を要し、指定学校からの通学通院に支障をきたす場合	小中学校 全学年	申立書（注1） 医師の診断書	診断書に基づく 期間
特殊事情 （※裏面参照）	地域的・家庭的又は、教育上やむを得ない事情がある場合	該当する 小中学生	申立書（注1）	申立事由の消滅まで

（注1）申立書は窓口で記入していただきます。

（注2）預かり先が学童保育の場合、許可の対象となるのは社会福祉法人やNPO法人等が実施する放課後児童クラブ&地域ミニ放課後児童クラブのみです。別紙に記載の地域児童健全育成事業が預かり先となる場合については、指定校変更はできません。

※ 特殊事情（地域的・家庭的又は、教育上やむを得ない事情がある場合）

区 分	内 容
地域的事情による場合	隣接の小中学校へ通学することにより、著しく通学距離が短縮される場合（対象地域） <ul style="list-style-type: none"> ・ 広田小学校に隣接する上飯野の一部（新庄北小学校から広田小学校へ） ・ 太田北区、太田向陽台の一部（太田小学校から山室小学校へ） ・ 秋吉、天正寺、長江本町、不二越町の一部（山室小学校から東部小学校へ、山室中学校から東部中学校へ） ・ 水橋伊勢屋の一部（三郷小学校から水橋西部小学校へ、三成中学校から水橋中学校へ） ・ 明輪町の一部（芝園小学校から奥田小学校へ、芝園中学校から奥田中学校へ）
学校の新設、統合及び廃校による場合	① 上袋の一部（蟻川小学校から光陽小学校へ、堀川中学校から南部中学校へ） ② 東田地方町一丁目 1、2、5 及び 6 番（芝園小学校から柳町小学校へ、芝園中学校から奥田中学校へ）
家庭的事情による場合	① ひとり親家庭などで特別の事情がある場合 ② 家庭の事情により住居地が住民登録地と異なる場合
教育上やむを得ない事情がある場合	① 小学校で指定学校変更の許可を受けていた児童が、その小学校区に係る中学校への就学を希望する場合 ② 指定学校変更の許可を受けている兄弟と同じ学校への就学を希望する場合（就学時期が重なること。） ③ いじめ・不登校などにより転学を希望する場合 ④ 小規模特認校制の対象者の要件を満たす児童が、小規模特認校への転学を希望する場合 ⑤ その他児童生徒等の具体的な事情に即して相当と認める場合

◇就学指定校変更の手続き

《新入学の場合》

入学する年の 1 月末に就学通知書（はがき）を発行します。就学通知書（はがき）を受領後、富山市教育委員会学校教育課窓口（ToyamaSakura ビル 7 階）または、教育行政センターで手続きを行ってください。

※必要なもの・・・就学通知書（はがき）、就学指定校変更申立書（窓口で記入）、許可基準に記載された必要書類

《その他の場合》

富山市教育委員会学校教育課窓口または、教育行政センターで手続きを行ってください。

※必要なもの・・・就学指定校変更申立書（窓口で記入）、許可基準に記載された必要書類

（住所の異動を伴う場合は就学指定書）

◇お問い合わせ先

富山市教育委員会 学校教育課 学務係

TEL 076-443-2134

E-mail : gakkoukyoiku-01@city.toyama.lg.jp